

経済と経営 24-3 (1993. 12)

〈論 文〉

会計原則研究（7）
——準・一般原則論——

成瀬 繼男

目 次

- 一 はじめに
- 二 重要性の原則
- 三 客觀性の原則
- 四 ディスクロージャーの原則
- 五 一般原則の相互関係

一. はじめに

我が国の企業会計原則は一般原則、損益計算書原則、貸借対照表原則そして企業会計原則注解から構成されている。一般原則は7項目から成立し、企業会計の在り方や方向性を明示している。損益計算書原則は一般原則の下部構造を構成し、9項目から成立している。そして、この原則は損益計算書を作成し報告するための客觀的な会計基準であり、具体的な適用基準でもある。貸借対照表原則は損益計算書原則と同じように一般原則の下部構造を構成し、5項目から成立している。そして、この原則は貸借対照表を作成し報告

するための客観的な会計基準であり、具体的な適用基準でもある。企業会計原則注解は企業会計原則の中で学説上コンクリートされていない問題点や社会的な合意に至っていない事項を25項目ピックアップしている。そしてそれに対し、企業会計原則としては、こう解釈すると解説しているものである。したがって、この注解は企業会計原則の内容を構成しているものではない。

一般原則は企業会計の在り方や方向性だけではなく、企業会計全体の理念的・理論的規範でもある。したがって、一般原則は理論的整合性と公平公正性ならびに普遍性とを常に維持しなければならないことになる。また、企業会計原則は会計慣習を土台の一つとして生成し、発展し、存在しているのであるから、会計慣習の理論的妥当性などを常に検証し、非論理的なものや主観的、恣意的なものは除外していかなければならない。特に一般原則は企業会計の道標的な意味合いが強いものであるから、ストレイトに計算構造に係わる技術的な側面は比較的希薄である。それだけに、その規範性と指針性は精緻なものでなければならぬのである。しかしながら、企業会計においては計算構造に係わる技術的な側面も重要な意義を持つので、この面の原則も重視されなければならない。企業会計のフレームワークは複式簿記のもつ技術的な計算構造、計算過程を前提として会計理論が形成されているし、企業会計原則も複式簿記を前提として形成されているといつても過言ではないであろう。

そこで、一般原則として合意や同意を得ているわけではないが、一般原則に準ずるプリンシップルとして会計技術的な面からは重要性の原則、理論的整合性の面からは客観性の原則、会計の社会性の面からはディスクロージャーの原則が浮上してくるのである。この3プリンシップルは一般原則に準ずる原則としてならば同意が得られることになると考えられよう。勿論、この3プリンシップルが一般原則に準ずるものか、準じないものか、準ずるプリンシップルは他に適当なものがあるのではないかという批判が予想される。それでも、この3プリンシップルのウエイトの重さは理解され得るものと考えたい。その

根拠としては、企業をとりまく環境の変化によって企業概念自体も変化を求められており、そのため、企業目的も変革されなければならないという社会・経済的な背景を挙げることができる。この社会・経済的な要請による企業目的の変改は会計目的の変化を促進させることになる。会計目的の変化・変革は必然的に会計理論と企業会計原則（特に理念や理論を担う一般原則）の変革に結びつかざるを得ないのでなかろうか。客觀性の原則やディスクロージャーの原則は企業をとりまく環境の変化から必然的に導き出される社会通念的なプリンシップとして把えられるのではなかろうか。時代が要請するプリンシップであると認識せざるを得ないのである。

二. 重要性の原則

重要性の原則とは何んであろうか。企業会計は経営成績と財政状態を明らかにすることが最も基本的な役割の一つである。これらの役割は損益計算書や貸借対照表などの財務諸表によって明らかにされるものである。その財務諸表を公表する前に、当然に作成されなければならないのであるが、この財務諸表の作成過程と表示過程において重要性の原則が機能することになる。なぜなら、企業会計は会計事象と会計事実を定められた会計処理と会計手続とによって正確な会計行為を行なうべきものであるからである。しかしながら、会計事実に対して必要限度を超えた正確性や詳細性を要請することは、あまり大きな意味を持たないし、時には、企業の利害関係者に企業の状況に関する判断を誤らせる結果となる可能性が生ずる。そこで、この重要性の原則は重要性の乏しい会計事実に対しては、本来の厳密な会計処理・会計手続によらなくとも、他の簡便な会計処理の採用を許容することになる。このことは、企業会計原則注解〔注1〕によると、けっして正規の簿記の原則に違反した会計行為とはならないし、正規の簿記の原則に従った会計処理として認められることになる。

この原則は会計独特の方法論ともいべき原則であり、その根拠としては企業会計が常に実務・実践を背景として広く社会的に存在していることに求められる。ただし、この原則は他の純粹理論科学では存在し得ないプリンシップであろう。このことは、企業会計自体に内在する理論性と実践性という二面性が企業会計原則における理論規範と実践基準との統合原則となって具現化されたことになる。また、別な側面から考えると、会計のもつ有用主義あるいは実用主義的な体質の直接的な反映であろう。いずれにしても、企業会計が今後とも理論性と実践性との相克を克服しないかぎり負わなければならない宿命的なプリンシップであろう。

この重要性の原則は量的重要性と質的重要性とに分けられる。量的重要性とは、いわば、金額の大小の重要性の意味である。だが単に、金額だけの大さではなく、資本金、売上高、当期純利益など企業規模トータルに比して相対的に高いものについては厳密な会計処理や手続が要請されることになる。例えば、年間100億円の売上高の会社と年間1億円の売上高の会社において、1千万円の損失は前者の会社よりも後者の会社の方がはるかに重要性が高いからある。そのため、後者においては厳密な会計処理が要請されることになる。他方、質的重要性とは、いわば、科目の重要性の意味である。科目の重要性とは財務諸表に記載される科目自体が持つ重要性を意味し、その重要性の程度の高いもの（例えば、子会社への融資など）には厳格な会計処理の適用とその表示方法が要請されることになる。これとは反対に重要性概念の乏しいものについては、簡略な会計処理および会計手続と、その表示方法が許容されることになる。しかるに、重要性概念において、どの程度までは許容され、どの程度以上からは厳密な会計処理が要請されるのか、その判断基準はどのように認識したらよいのであろうか。この判断基準は企業規模や資本金あるいは売上高などが、それぞれの企業で異なることになるのでケース・バイ・ケースで判断するしか他に方法がないであろう。ただし、一般的にいえることは、期間損益にどの程度の影響を与えたかを基準として判断すること

となる。この期間損益は当該年度のみでなく、次年度以降の期間損益に対する影響をも考慮して判断されなければならない。しかしながら、個々の金額や科目において重要性が乏しいものと判断され、簡略な会計手続や表示方法を採用したが、個々のトータルが期間損益に大きな影響を与える場合には厳密な会計処理・手續が採用されなければならない。したがって、重要性の認識基準は絶対的なものではなく、あくまで相対的なものであり、その判断基準はあくまでケース・バイ・ケースである。

企業会計原則注解〔注1〕において、重要性の原則の適用例として、次のものを上げている。

- (1) 消耗品、消耗工具器具備品その他の貯蔵品等のうち、重要性の乏しいものについては、その買入時又は払出時に費用として処理する方法を採用することができる。
- (2) 前払費用、未収収益、未払費用及び前受収益のうち、重要性の乏しいものについては、経過勘定項目として処理しないことができる。
- (3) 引当金のうち、重要性の乏しいものについては、これを計上しないことができる。
- (4) たな卸資産の取得原価に含められる引取費用、関税、買入事務費、移管費、保管費等の付随費用のうち、重要性の乏しいものについては、取得原価に算入しないことができる。
- (5) 分割返済の定めのある長期の債権又は債務のうち、期限が一年以内に到来するもので重要性の乏しいものについては、固定資産又は固定負債として表示することができる。

企業会計原則注解において、この5ケースを上げているが、それについて考えてみたい。(1)の消耗工具器具備品などは本来的には資産であり、資産を購入した場合には資産の取得原価に算入されることが会計理論の定説である。その資産を、いくら重要性が乏しいからといって費用として処理することは理論的ではない。なぜなら、資産の取得原価に算入されることと費用

計上されることでは、まさに、期間損益計算にとっては正反対となる。資産の取得原価に算入されれば期間利益は、その金額分だけ多くなるし、費用計上されれば、その分だけ期間利益は小さくなる。鉛筆や便箋などのように金額も僅少で短期間で使用される消耗品などなら許容もできるが、工具器具備品などについては疑問が残る。(2)の4つの経過勘定のうち重要性の乏しいものとは何んであろうか。多分に金額的なことを考慮しているものと考えられる。しかし、現在の会計理論は発生した取得原価の流れを現在と未来とに区別し、現在のものは当該年度の損益計算書に、将来のものは貸借対照表に区分表示される。この区分は経過勘定を用いることによってのみ可能となる。したがって、経過勘定の期間調整によって複式簿記と、それを前提とした会計理論が成立していることになる。そのため、経過勘定は金額の大小にかかわらず、厳密な会計処理の適用が行なわなければならないであろう。(3)の引当金については、重要性の乏しい引当金とは何んであろうか。本来、引当金を計上することは必要性の程度が高いからであろう。なぜなら、費用の見越計上までして引当金を計上するからである。費用の見越計上は、どのくらい会計理論のロジックを弱体化せしめていることになるのか。会計学が理論科学として社会的に今一つ同意されないウィークポイントの一つは費用を見越計上することにある。したがって、引当金は重要性の高低や金額の大小を問わず計上されるべきものであろう。(4)の棚卸資産の引取費用、移管費、保管費などで、重要性の乏しいものについては金額的にも多くないし、実務的にも別代金の請求によるケースが多いので取得原価に算入しなくとも止むを得ないことになろう。(5)の長期の債権、債務のうち、期間が一年以内に到来するものについては、ワン・イエア・ルールによって流動資産または流動負債とすべきであろう。実務的にも固定資産または固定負債を流動資産または流動負債に振替えるだけの会計手続に過ぎないので煩雑な会計処理ではないからである。原則やルールに対して、でき得るかぎり例外事項を設定しない方が普遍性や整合性が高まることになるからである。この他、〔注12〕によると、

特別損益に属する項目であっても、金額の僅少なもの又は毎期経常的に発生するものは、経常損益に含めることができると規定されている。これも重要性の原則から導き出された省略手続であろう。また、〔注13〕においても、法人税等の追徴税額等についての中で、法人税等の更正決定による追徴税額及び還付税額は税引前当期純利益に加減して表示する。この場合、当期の負担に属する法人税額等とは区別することを原則とするが、重要性の乏しい場合には、当期の負担に属するものに含めて表示することができると規定されている。この規定も重要性の原則の具体化された省略手続の一つであろう。

では、重要性の原則の理論的根拠とは何んであろうか。市場経済原理によつて機能する企業が営利性を一つの側面として重視することは当然な論理である。そのため、企業会計を行なうに当つても、その経済効率性を考慮することになる。経済効率性とはこの場合に、計算の経済性とその効果性のことである。具体的には、厳密な会計処理・表示方法を適用することによって得られる効果と簡便な会計処理・表示方法を適用することによって失なうマイナスとの比較の問題である。注解では重要性の乏しい会計事項に対して、簡便な会計処理あるいは表示方法を認めたのは両者の比較の上でプラス効果の方が大きいと判断したものと考えられる。次に、各種の会計事項を財務諸表に表示する場合に、どのように表示したらよいのか、あるいは表示しないのか。そのことが利害関係者にどのような影響を与えるのか、あるいは与えないのか等の問題が存在する。このような場合にも重要性の原則が判断基準となるのである。なぜなら、企業の利害関係者に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、その会計事項は財務諸表に厳密に表示されなければならない。また企業の利害関係者に重大な影響を及ぼさないと考えられる場合には、財務諸表に簡便な表示方法を採用することができることになる。このことは、明瞭性の原則の「利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。」ということと矛盾しないと考えられている。一般論的に会計情報が多ければ多いほどよいとは

限らず、かえって情報過多になって、本当に必要な会計情報を見落す可能性も出てくるからである。財務諸表には詳細性の面だけではなく、概観性や総合性の面も必要とされるからである。

このように、重要性の原則には種々な問題点が存在するが、これらをどうクリアーカーするのか。種々な問題点を一つひとつ訂寧にクリアーしながら明確な基準を理論と実践を通して積み上げていかなければならない。それでも最後まで残るロジックとしては、この原則は真実性の原則を制約する可能性があるし、明瞭性の原則を限定する危険性もあるし、正規の簿記の原則までにも影響を与えかねないという批判が残る。このような批判に対して理論的にも実践的にもどのように対応するのか、そのアンサーいかんによっては将来の展望のなかで、一般原則の体系の中に組み込まれる可能性も十分に予測されるのである。

三. 客観性の原則

企業会計における客観性とは何んであろうか。勿論、この原則は一つのコンセプトであるので種々の概念が存在することは当然である。その一つの概念としては、会計がその会計行為を行なうに当って、合理的な資料に基づき検証可能な方法によって企業会計を認識・測定すべきことを要請する原則である。では、なぜこのような原則が必要なのであろうか。それは多分に会計固有の性格に由来するものである。会計が会計事実に対し会計行為を行なう場合できさえ絶対的な正確性や信憑性が保証されるものではない。会計の分野において絶対的な正確性とか絶対的な真実性などを要請することは不可能なことであるからである。そこに存在するものは、あくまで相対的な正確性であり、相対的な信憑性である。では、なぜ会計において、それらを要請することは不可能なことなのであろうか。それは会計の最終ゴールである財務諸表が記録と慣習と判断との総合的な表現といわれるよう、会計行為には、

多分に主観的判断と慣習的方法とが内在しているからである。

それは、どのような事なのか具体的にみてみよう。その代表的な例として棚卸資産の評価方法を上げることができる。棚卸資産は継続記録法や棚卸計算法などによって数量計算が行なわれ、これに原価法や低価法を適用して価格計算が行なわれる。この棚卸計算において平均法、先入先出法、後入先出法などの計算方法があり、どの計算方法を採用するかは企業の選択にゆだねられている。また、有形固定資産の減価償却の場合においても企業の判断が介入する。減価償却の計算には、取得原価は勿論のこと、残存価額と耐用年数の見積りが必要となるが、この両者の見積りも企業の主観的判断ということになる。その計算方法にしても定額法、定率法、級数法、生産高比例法などから選択・適用することになる。ここにも判断の介入が存在することになる。さらに、売掛金の貸倒引当金の設定についても、その貸倒損失を見積計上することになる。しかし、貸倒損失がいくら発生するかを正確に予測することは不可能であり、多分に企業の主観的判断によることになる。この他にも、損益計算における発生主義、実現主義の適用と、その結果としての発生費用の認識と実現収益の計上、および費用・収益対応の原則の具体的適用の場合などにも判断の介入が内在することになる。このような見積りや予測に対する判断の問題だけでなく、評価の場合には会計操作の問題が発生する可能性が生ずる。具体的に考えてみよう。現金 100 万円で商品を仕入れ、この商品を 120 万円で売却した場合に 20 万円の利益を得ることになる。だが、この商品の半分を 60 万円で売却した場合に、いくらの利益を得ることになるであろうか。この問題は、それ程、簡単な問題ではない。なぜなら、それは残り半分の商品の評価によって利益が異ってくるからである。50 万円と評価することが正しいとするならば、60 万円と評価した場合には 10 万円の架空利益を算出したことになる。反対に、40 万円と評価した場合には 10 万円が秘密積立金となる。ここに会計における主観的判断の介入が存在することになる。他にも、資本的支出とするか収益的支出とするかによって利益の額が異って

くる。具体的に、固定資産の修繕維持費について考えてみよう。有形固定資産の取得原価を構成する支出を資本的支出といい、費用となる支出を収益的支出という。船舶の修繕に対し5千万円を支出した結果、13ノットの速力が出るようになった。ただし、この船舶の購入時の速力は10ノットであり、修繕直前の速力は8ノットであったとしよう。この5千万円の支出は資本的支出であるのか、収益的支出であるのか。資本的支出とは理論的には資産の原能力を回復し、資産の耐用年数を延長させ、資産価値を増加せしめる支出である。それ以外の支出は収益的支出となる。したがって、この場合に、2ノット分に相当する2千万円は購入時の能力を維持したのにすぎないのであるから、修繕費として費用計上される。3ノット分に相当する3千万円は原能力を回復し、資産価値を増加せしめたのであるから、資本的支出として船舶原価に算入されることになる。しかし、これは理論的な区別であるので、実際的には企業の担当者の判断に委ねられるケースが多い。このように、会計においては判断（個人的判断だけでなく企業の判断を含めて）の問題や、それに伴なう主觀性、恣意性の問題が多数存在することになる。この主觀性と恣意性の問題を克服しなければ、会計は理論科学として成立し得ない危険性が生ずる。主觀性と恣意性の問題（会計特有の性格から容易に克服することはできないであろう）は公正誠実な姿勢で合理的な資料により検証可能な方法によって行なうしか方法がないのである。換言すれば、でき得る限り主觀性や恣意性を排除し、でき得る限り客観的な判断（会計基準などに準拠すること）によって会計処理が行なわれるしか他に方法がないからである。ここに客観性の原則の必要性が認識されることになる。この客観性の原則を確立することによって、企業会計原則が、さらに広く社会的な合意や普遍性を獲得することが可能となろう。なお、会計における主觀性の問題に対して、企業会計原則自体が主觀的な存在ではなかろうかという考え方も存在する。なぜなら、企業会計原則は会計処理・手続は「かくあらねばならない」という企業会計原則自体の主觀的な考え方を要請しているものではないかという厳し

い見解も存在するからである。

次に、会計の主觀性の問題に関連して、会計慣習の問題について考えてみたい。では、会計慣習とは何んであろうか。昭和24年7月に設定された企業会計原則の前文の中で「企業会計の実務の中に慣習として発達したもののかから、一般に公正妥当と認められたところを要約したもの」が、企業会計原則であると述べられている。すなわち、企業会計原則は一般に公正妥当と認められた会計慣習を集約し、選別し、体系化したものということになる。したがって、会計慣習は長い年月を経て会計実務・実践が集約され、選択され、合意された会計におけるコンベンションといえよう。そのため、多くの実践や経験が蓄積されており、多分に客観的な面も充足されているものと考えられている。だがしかし、会計慣習は科学的に究明され、理論的根拠によって成立しているものではないので、なかには適當とは思えない会計慣習が存在していることもある。その慣習の成立時においては社会情勢や経済状況などによって妥当ではあっても、現在では適當ではない慣習も種々存在する。また、たとえ或る会計慣習が社会的にいかに普遍性が高くとも正しいということにはならない。一つの会計慣習が正しいか正しくないかの問題は普遍性の大小とは切り離して、科学的・理論的に究明されなければならないからである。このことについては、低価主義などの例で考えれば理解しやすいと思う。しかしながら、社会科学においては、社会的な普遍性や一般的な合意に對しては許容度が高くなる傾向になり易い。これに関連して商法(第32条第2項)において「商業帳簿ノ作成ニ關スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」と規定されている。公正なる会計慣行とは實質的には会計慣習と、それを要約した企業会計原則のことになろう。したがって、商法においても複式簿記の計算構造を前提とした企業会計原則が認められていることになる。また、商法においては企業会計原則以外のものでも、公正な会計慣行が存在すれば認められることになろう。さらに、新しい会計理論や新しい会計制度が生成されたならば、商業帳簿の作成に関する規定の解釈のこ

とであれば認められることになろう。商法では会計慣習の解釈に対して非常にフレキシビリティである。それは商法自体が歴史的に慣習法的な色彩が強いからであろうか。このことは商法が複式簿記による計算構造あるいは計算方法と、それらを前提として長い年月の間に蓄積され、合意された会計慣習の客観性を認識したからに他ならない。会計慣習の客観性に対する一つの傍証となるのではなかろうか。したがって、会計慣習は絶対的な客観性はキープされないけれども、相対的な客観性というべきものはキープされているものと考えられる。勿論、会計慣習の客観的認識の問題は、これからも理論的にも科学的にも検証を積み上げていかなければならぬ問題であろう。しかしながら、会計特有な性格から絶対的な客観性は不可能であるので、相対的な客観性を模索することになろう。相対的な客観性とは会計における可能なかぎりの理論的妥当性にアプローチすることである。そして、その最もミニマムな条件としては、正確な会計帳簿により検証可能な計算方法を用いて会計行為が行なわれることである。さらに、マキシムな条件としては企業会計原則とその精神構造を厳守し尊守することであろう。

四. ディスクロージャーの原則

ディスクロージャー (Disclosure) の原則とは何んであろうか。この原則は一般原則の7原則のように定説となってコンクリートされているものではない。しかしながら、企業をとりまく環境の変遷によって、企業概念も多元化しながら変化しつつある。そのために、従来の利益第一主義から社会的適応主義へと企業目的も変革しつつある。企業目的の多元的な変革は会計目的の変化を必然的に促進することになろう。ここに、会計目的の変化に対応するため、社会・経済的情報の重要性が認識されてくるのである。このことがディスクロージャーの原則の社会的な背景をなしているのである。

一方、企業会計原則も「一般に公正妥当と認められたところを要約したも

の」であるから、その社会的対応性あるいは適応性などのコンセプトが深く内在されていることになる。このことは企業規模の拡大とともに、企業の利害関係者の範囲増大となり、その重要性はますます高まることになる。そして、これらの社会的・経済的現象が財務諸表の開示内容とその範囲の拡大とを必然的に促進させることになる。では、この原則は明瞭性の原則と、どのような関係にあるのであろうか。明瞭性の原則は企業の状況を企業の利害関係者に提供する場合に、企業の実態を適確に把握できるように、財務諸表を明瞭に作成・表示することである。したがって、明瞭性の原則の基本コンセプトは明瞭表示の要請であろう。これに対して、ディスクロージャーの原則は会計情報の内容とその範囲の拡大を要請するものである。

他方、この原則を従来の財務諸表理論との関連で考えてみよう。本来、企業会計の目的は企業の経営活動による財産の増減と金銭の収支を記録・計算・分類し、その結果を貨幣額によって企業の利害関係者に明らかにすることにある。財務諸表は、このような目的のために生成し、存在し、発展するものであろう。具体的には、企業の経営活動が費用・収益および資産・負債・資本にどのような影響を及ぼしたのか、その結果いくらの利益を獲得したのか、そしてどのような財政状況になったのかを企業の利害関係者に報告することにある。企業は種々な利害関係者と継続的な取引関係を構成しているので、企業が財務諸表を通して伝達すべき利害関係者はきわめて多数存在することになる。例えば、株主、従業員、債権者、大口の取引先・下請企業、金融機関、監督官庁、地域社会などである。さらに、消費者なども企業の利害関係者に入るであろう。一例として食料品、衣料品、電気器具などの生活必需品の消費者（殆んど全ての国民は消費者であろう）はその企業の会計情報を知る必要性があるであろう。なぜなら、価格や役務サービスが適性であるかどうかは企業が発表する財務諸表で判断するしか他に方法がないからである。特に、電気、ガス、通信、交通などの公益企業は、その社会的責任からも、より多面的な会計情報の開示が要請されることになる。したがって、も

はや企業は私的な存在ではなく、社会的、公共的な性格を有するものであることを、企業の関係者は十分に認識しなければならない。なぜなら、企業が開示する財務諸表は、株主においても各種の取引先においても、あるいは下請企業などでも取引を継続するかどうかの基本的な判断資料となるからである。そのため、企業の発表する財務諸表は、でき得るかぎり広範囲な内容と信憑性を包含するものでなければならないことになる。

財務諸表の内容や体系については企業会計原則と商法および財務諸表規則とにおいて若干の相異がある。企業会計原則の体系は損益計算書、貸借対照表、財務諸表附属明細表、利益処分計算書の4表である。商法（第281条）では貸借対照表、損益計算書、営業報告書、利益の処分又は損失の処理に関する議案、附属明細書の5表である。財務諸表規則は貸借対照表、損益計算書、利益金処分計算書又は損失金処理計算書、附属明細表の4表である。この相異はそれぞれの学問的背景やその歴史的な形成基盤などを異にしているからである。企業会計原則は企業会計全体の理念的・理論的規範であるとともに、会計実務・実践の具体的な適用基準でもある。したがって、企業会計原則は規範性と整合性を有し、同時に、網羅的・組織的でもなければならぬことになる。そしてさらに、公正で誠実で客観的なものでなければならぬという多面的な役割を担うことになる。一方、商法は、その基本的な理念である企業維持と債権者保護の見地から資本維持と支払能力の測定などを重視している。利益の配当、繰延資産などの制限や法定準備金や各種積立金の積立なども、この見地から要請されていることになる。他方、財務諸表規則の立法趣旨は投資の安全性と一般投資家の保護を目的としている。この規則は有価証券の発行会社が有価証券報告書を大蔵大臣または証券取引所に提出する場合に、その財務諸表の用語、用式および作成方法などを統一的に規定したものである。このように、それぞれの作成目的が異なるので若干の相異は止むを得ないのかもしれない。しかしながら、それぞれ4表ないし5表に過ぎないのであるから、企業の実態を全て開示することには至らないのであ

る。

そこで、開示範囲の拡大が必然的に必要となろう。では、開示範囲の拡大とは具体的にどのようなものがあるかを考えてみたい。企業会計原則注解の〔注1～2〕重要な会計方針の開示についての中で、会計方針の例として(イ)から(ト)までの7項目を呈示している。会計方針とは「企業が損益計算書及び貸借対照表の作成に当って、その財産状態及び経営成績を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続並びに表示の方法をいう」ことであるから、会計方針は財務諸表の補完的・補足的な役割を担うことになる。その他に、企業会計原則注解〔注1～3〕重要な後発事象の開示についての中で、(イ)から(ホ)までの5項目を例示している。そして、重要な後発事象とは「貸借対照表日後に発生した事象で、次期以後の財政状態及び経営成績に影響を及ぼすもの」ということになる。そのため、重要な後発事象を開示することは当該企業の将来の財産状態及び経営成績を把握するための補完的情報として重要であろう。それ故に、後発事象は程度の差こそあれ、次期以後の財政状態及び経営成績に影響を及ぼすものであるから開示は必然的に必要である。この他にも、商法のように営業報告書の呈示や国際会計基準の導入による連結財務諸表の完成および財政状況の変動表あるいは資金運用表などの開示が要請される。資金運用表は動的な経営実態が資金源泉と資金運用の両面から把握されることになるからである。また、資産の時価金額の開示も要請されなければならないであろう。さらに、当期に対する前期の数値なども呈示されれば企業の実態がより明確に示されることになろう。

このような情報開示の考え方は1966年に、American Accounting Associationから発表された「A Statement of Basic Accounting Theory」の刊行を契機として広く議論が展開されることになった。このことは情報利用者の多元化と企業に対する社会的なニーズとともに確立されてきたのである。そして、このことは企業自体の社会的な在り方や、それに伴う会計目的の在り方なども常に社会的なコンセンサスの中で把えられなければならないという

要素を明らかにすることになる。なお、AAAの考え方は「会計情報にもとづく意志決定は殆んどある種の予測を含んでいる。将来の利益、負債の支払能力および現実的な経営効率の予測などがその一般例である。」と会計情報による意志決定について鋭い見方を示している。また同時に、「多元的評価による情報とりわけ歴史的原価と時価とによる情報提供の勧告」を強く主張し、次の6項目をディスクロージャーの具体例として呈示している(AAA 基礎的会計理論 飯野利夫訳)。

1. 未履行の契約を広範囲に認識すること。
2. 企業合併の会計処理としては、目的適合性が大きいという理由で、持分のプーリング概念に対立する譲受を採用すること。
3. 発見価値および自然増価を広範囲に認識すること。
4. 利用目的に適合する場合には繰延所得税を認識すること。
5. 減価償却の陳腐化については現行の会計実務よりも正確に反映する手続を採用すること。
6. 試験研究費や開発費のように、将来の利益をもたらすために支出した費用は、将来の利益が測定できる場合に資本化すること。

勿論、個々の例示については疑問を呈することもできるが、1966年にこれだけ大膽な具体例を示したことに対して、その構想力の豊かさと斬新さに感嘆せざるを得ない。したがって、もはや、会計におけるディスクロージャー概念は企業の受託責任や社会的責任の遂行のみでなく、企業経営の在り方や企業会計の在り方まで、内包されることになる。そのため、開かれた会計情報の提供は情報利用者にとって非常に重要である。正確な情報収集がなければ不確実な状況のもとで意志決定が遂行されなければならないからである。企業のエグゼクティブは多くの重要な経営現象や会計事象について、発生の都度それらを知ることができよう。しかし、外部利用者はそれぞれ異なった関心をもつ異なったグループであるから、会計情報の把握は十分ではないはずである。そのため、外部利用者に対する情報開示は企業環境や企業の在

り方あるいは会計目的に照らして考えてみても必然性と蓋然性を有することになる。したがって、ディスクロージャーの原則は市場経済機構の発展によって時代が要請し、社会が要求するプリンシップであろう。そのため、ディスクロージャーの原則の重要性は市場経済原理が機能すればする程、その必然性は高まることになるのである。

五. 一般原則の相互関係

一般原則として規定されている 7 原則と一般原則に準ずる原則として認識することのできる 3 項目を含めて、10 原則の相互関係について検証してみたい。まず、第一原則の真実性の原則は企業の財政状態と経営成績に関する真実な報告の提供である。ただし、真実な報告といっても、費用の見越計上などの見積計算が存在するので絶対的な真実ではなく、あくまで、相対的な真実である。相対的な真実とは合理的な資料によって検証可能な計算過程を経て、会計処理が行なわれているならば、その真実は充足されると判断することである。この原則は企業会計の在るべき方向性を明示し、他の一般原則の上位概念に位置づけられる原則である。いわば、日本国憲法の前文的なものに該当するものであろう。この原則を計算数値の面から実質的にサポートしているものが継続性の原則である。一つの会計処理・手続を継続して適用すれば、主観的・恣意的なものは相殺されて客觀化された数値だけが浮上するからである。また、この原則を表示形式の面からサポートしているものが明瞭性の原則である。明瞭表示することによって、真実性の原則を形態面からバック・アップすることになる。さらに、正規の簿記の原則も真実性の原則を複式簿記の原理機構を通してカバーしていることになる。資本取引・損益取引区分の原則にしても、資本と損益を区分することによって、期間損益が適正に把握されることになるから、真実性の原則をサポートしていることになる。このように考えていくと、一般原則の全てが濃淡の差こそあれ真実性

の原則を支えていることになる。このことは損益計算書原則にしても、貸借対照表原則あるいは企業会計原則注解にしても、真実性をより具体的、技術的にサポートしていることになる。したがって、真実性の原則を達成するということは企業会計原則（注解も含めて）を尊守することにある。

正規の簿記の原則は財務諸表を作成する場合に、複式簿記を前提とした正確な会計帳簿が作成されなければならないという原則である。全ての取引を網羅的・秩序的そして体系的に記録できる簿記法は複式簿記以外に現在のところ存在しないのである。したがって、正規の簿記は複式簿記の原理を前提としていることになる。なぜなら、もう一つの簿記法である単式簿記では全ての取引を全体的、秩序的そして体系的に記録することができないし、また、現金の収支以外のもの、例えば、減価償却費なども、財務諸表に反映することができないからである。正規の簿記の原則と真実性の原則との相互関係は、正規の簿記の原則が真実性の原則を会計記録の面からカバーしていることになる。正規の簿記によって、会計記録が網羅的、秩序的に記録・計算・分類されることになるので、真実性がより補完されることになるからである。次に、この原則と重要性の原則との係り合いについて考えてみたい。重要性の原則は重要性の乏しいものについては厳密な会計処理によらなくとも、他の簡便な手続を採用することもできる方法である。そして、このことは正規の簿記の原則に従った会計処理として認められることになる。具体的には、金額も小額で他の項目と比較して重要性の乏しいものについては省略した会計手続を採用することができるうことになる。しかしながら、この両原則の相互関係については、正規の簿記の原則は重要性の原則の上位概念であり、重要性の原則は、あくまで、実務・実践上の処理の原則であろう。どの程度の金額やどの項目が重要性に乏しいのか、乏しくないのかを決定することは上位概念である正規の簿記の原則によって総合的に判断されなければならない。このことは、理論的整合性や体系性の面からみて、処理原則を多く認めることは理論の一貫性を弱体化せしめる結果になりかねないからである。それで

もなお、重要性の原則を導入する根拠は有用性と実践性とを常に背景に持った企業会計の宿命的な意味を凝縮した原則であるからである。

資本取引・損益取引区分の原則は企業が経営活動を行なうに当って提供された出資金と、その後の経営努力によって獲得した利益とを明確に区分することを要請した原則である。市場経済原理の中で、企業は一つの側面として當利を追求する組織体であるから、損益を明確に算出することは企業会計の大きな役割である。さらに、適切な損益計算を行なうことによって、配当可能な利益の額や課税所得の額が算出されることになる。したがって、この原則は損益計算をカバーする基準であり、他方において、資本維持計算をコントロールする基準である。しかしながら、資本と損益との厳密な区分は理論的にそれほど容易なことではない。厳重に区分するためには、資本取引とは何んであるか、損益取引とは何んであるのかを明確に認識しなければならないからである。しかし、例えば、その他の資本剰余金の内容一つをとっても、かなりの学説上の相異点が存在する。学説上、十分な合意が得られていないものを何故に一般原則及び企業会計原則注解〔注2〕に導入したのであろうか。それは、この原則が確立されないと個人企業の簿記は成立しても、株式会社の会計は成立しないからである。資本と損益の区分は株式会社会計の基本的な、そしてミニマムな前提要件である。さらに、株式会社会計が成立しないと、現在の会計理論は成立しないことになる。そのため、パーフェクトには区分できなくとも、可能なかぎりの区分は必要なのである。なお、この原則は会計システム上の原則であるので、他の原則との相互関係は比較的希薄である。

明瞭性の原則は企業の利害関係者に対し、企業の状況に関する正しい判断を促進させることにある。このことは経営成績ならびに財政状態の真実な提供という会計目的から考えても当然の理論的帰結であろう。財務諸表の表示形式に関する明瞭性は損益計算書および貸借対照表における総額表示や区分表示および区分・配列・分類などである。さらに、注記事項の付記も明瞭性

を高めることになる。その他に、仮払金・仮受金・未決算などは、その性質を示す本来の科目で表示することになる。この明瞭性によって真実性の原則が表示形式の面からサポートされることになる。しかしながら、この原則とディスクロージャーの原則との相互関係が重要な問題となろう。ディスクロージャーの原則は企業目的および会計目的の変化に対応するため、社会・経済的な環境や社会的ニーズの重要性を認識する概念である。そして、ディスクロージャーの原則が目的とするところは開示内容と、その範囲の拡大である。したがって、重要な会計方針の開示や重要な後発事象の開示も要請されることになる。勿論、それだけではなく、営業報告書や連結決算制度の完成さらに財産状況の動態表、資金運用表および棚卸表などの呈示も要請されなければならない。この原則の意味は企業目的の変革などにより企業の内容をより明らかにして、企業の多数の利害関係者に各種の取引を継続するか否かの基本的な判断資料を提供することにあり、そのため、企業実態を全て開示することにある。その根本のコンセプトは企業はもはや私的なものではなく社会的な存在形態であり、企業は多くの利害関係者の利害調整機関でもあるとの認識である。それゆえに、企業の実態をでき得るかぎり開示することは必然的なことであり、当然のことになるのである。なお、この原則と相互関係にある原則は区分・配列の原則であり、総額主義の原則あるいは貸借対照表完全性の原則である。

継続性の原則は同一会計手続・会計処理の連續適用である。いわば、毎期の会計処理・手續が常に同一の方法で行なわれることを前提要件とすることである。この原則は形式的な継続性と実質的な継続性とがある。形式的な継続性は損益計算書や貸借対照表の区分・配列・分類あるいは勘定科目などの継続的適用である。このことは各期の期間比較などを行なう場合に、企業実態の認識をより正確に把握するためである。実質的な継続性は費用・収益の計上基準や棚卸資産の評価基準あるいは各種資産の償却基準などの継続的な適用である。継続適用によって企業会計における主觀性・恣意性の介入が排

除されることになる。主觀性・恣意性の排除は企業会計においては非常に重要な意味を持つことになる。なお、アメリカの企業会計においては、この原則が最も重要なプリンシップルの一つとして認識されている。アメリカにおいては企業がどのような会計手続、会計処理を選択適用したかということより、同一会計処理を連續適用しているか否かの方が重要性が高いという社会通念的な会計観が存在しているからである。この原則と他の原則との相互関係は、第1には真実性の原則との関係である。前述のように、この原則が真実性の原則を計算数値の面から実質的にサポートしているからである。なぜなら、会計処理・手続を毎期継続適用することによって、主觀性や恣意性の排除だけでなく、期間損益が正しく認識されることになるからである。会計行為には見積、推測、判断という不確実な要素が多く内在されており、これらを内含しながら各種の会計処理を行なうことになる。そのため、絶対的な正確性を要請しても根本的に不可能なことなのである。そこで、会計処理・手続の連續適用によって会計操作や粉飾決算などが容易に起り得なくすることにある。なぜなら、永久に隠匿できる利益も損失もあり得ないのである。企業内部に不正蓄積された利益あるいは隠蔽された損失は会計処理の連續適用によって、必ずどこかの期間で顕在化されるからである。ここに、真実性の原則を実質的にサポートし得る原因が存在することになる。次に、この原則と明瞭性の原則との関係はこの原則の形式的継続性と相互依存関係にある。形式的継続性による区分・配列・分類あるいは様式などの継続的適用が実質的に明瞭性の原則をサポートすることになる。そのため、財務諸表の明瞭表示を目的とする明瞭性の原則と完全に一致するのである。したがって、この両原則は相互に密接な関係にあり、相互に補完的関係にあるのである。

保守主義の原則は一面で真実性の原則をコントロールするものである。この原則の意味は企業の不測な将来事象に対して、企業の財政に不利な影響を及ぼすことのないように、内輪に控え目に会計処理・手続を行なうことにある。この原則はイギリス会計制度の伝統的な会計慣習を土台としている。し

かしながら、いかに長い歴史のなかで積み上げられた会計慣習でも、それがイコール会計原則として成立するものではない。会計原則として成立するためには理念的な規範性と理論的な整合性と社会的な合意とが必要となる。もし、それらが確立されていなければ、この原則は単なる会計実務・実践におけるポリシーに過ぎないことになる。この原則は具体的には低価主義の採用・利益の繰延・損失の見越などがある。その他に、固定資産の早期償却、資本的支出を収益的支出に読み変える問題あるいは各種負債性引当金の計上も、この原則から導き出されたものであろう。しかしながら、過度な保守主義は真実性の原則と矛盾し、期間損益計算の適正を否定し、秘密積立金の存在を許容することになる。さらに、明瞭な会計表示を目的とする明瞭性の原則にも反することになる。この原則で問題となることは、どの程度までが許容され、どの程度以上ならば過度な保守主義になるかという線引きの問題である。この線引きは実務的にも容易なことではないであろう。一つひとつをケース・バイ・ケースによって公正に判断するしか方法がないのである。ただし、利益の繰延、損失の見越などは複式簿記の計算構造に組み込まれ手続化されているのであるから認められなければならないであろう。低価主義の問題にしても、あるいは各種引当金の計上問題にしても、理論的には議論の余地があろう。そのため、十分に議論を展開しながら一つずつ合意を得て、定着させていくしか他に方法がないであろう。

单一性の原則は財務諸表を作成する場合に、作成目的の相異によって形式が異なっても、その内容が同一であると解釈できるものは許容されることになる。これに対して、ドイツ商法のように内容・形式ともに单一でなければならぬという解釈も存在する。すなわち、形式的、実質的单一性論である。しかしながら、この解釈は、我が国においては、広く採用されていない。なぜなら、減価償却一つを例にとっても、商法（第34条2項）では「相当ノ償却ヲ為シ」とだけしか規定されていない。企業会計原則は有形固定資産については「その資産が属する科目ごとに取得原価から控除する形式で記載す

る。」と規定され、無形固定資産についても「減価償却を控除した未償却残高を記載する。」と規定され、これを補完するために企業会計原則注解においても詳細に規定されている。税法では損金となる償却費の計上については厳密な規定が存在する。これらの諸規則の相異によって異なる形式の財務諸表が作成されても止むを得ないであろう。このことを、この原則では許容しているのである。しかしながら、内容はいずれも複式簿記によって作成されるのであるから同一になるはずである。そのため、内容は單一でなければならないことを要請した原則である。したがって、この原則は正規の簿記の原則と密接な関係にあり、「信頼しうる会計記録に基づいて作成されたもの」とは複式簿記の原理によって作成された総勘定元帳、仕訳帳および各種の補助簿などである。この原則のコンセプトは会計情報の多様性を認識していることであろう。

このように、一つひとつ検証してみると、真実性の原則は全ての原則を包括する、いわば、憲法の前文的な原則であり、これに客觀性の原則およびディスクロージャーの原則のコンセプトが包含されることになる。この規範原則に対して、企業会計の實質行為をコントロールする原則が資本・損益区分の原則・継続性の原則および保守主義の原則である。そして、企業会計の形式行為をコントロールする原則が正規の簿記の原則、明瞭性の原則、單一性の原則および重要性の原則である。この区分は一般原則の内に規範的側面と實質的および形式的側面とが内在しているからである。すなわち、一般原則には企業会計の在るべき方向性を明らかにする理念的な概念と会計事象を適正に処理するための処理原則および区分、配列、表示などの表示方法を明らかにする表示原則とが包含されていることになる。このように、一般原則は会計の基本コンセプトを統括するものであるから、種々な多様性と多面性を持つことになる。しかしながら、一般原則をさらに検証して、一般原則の理論的整合性と妥当性を高めていかなければならない。そして、時には、大膽に修正しなければならないケースも出てこよう。しかるに、このフレームワー

クは昭和24年に企業会計原則が設定されてから現在にいたるまで継続して機能しているので、一般に公正妥当と認められ、社会的にも定着している感がある。そのため、国民的な総意によって企業会計原則が改正されなければ、現在の一般原則のフレームワークは容易に変えられないかも知れない。一般原則の基本構成を変えることは、企業会計原則のみでなく、会計理論の体系と内容にも多大な影響を与えるからである。それでもなお、産業や経済の環境変化、それに伴なう企業目的・会計観の変革、社会的諸制度の発展さらに社会的ニーズなどの要請によって、一般原則のみならず企業会計原則全体をも大胆に見直す時期にきているのではなかろうか。